

平成16年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院事務総長官房総務課

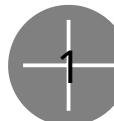
た ざわ ひさ お
総務企画官 田沢 久雄

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づき、平成16年度の国や国が出資している独立行政法人等、国が補助金等の財政援助を与えていたる都道府県・市町村等の会計などを検査し、その結果を平成16年度決算検査報告に取りまとめ、17年11月8日、これを内閣に送付した。

平成16年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は386件であり、このうち公共工事に関するものは34件である（表参照）。

なお、以下、「不当事項」は個々の工事等の実施が不適切で不当と認めた事項、「処置済事項」は不適切な基準や仕組・方法等が原因となって不適切・不合理な事態が発生していることについて会計検査院が指摘したところ、当局が当該基準等を改正するなど改善の処置を講じた事項、「特記事項」は政策的な問題や地域の事情等から事業が

停滞している事態などについて、問題を提起し事態の進展や見直しを促すために特に掲記した事項、「特定検査状況」は指摘事項には至らないが、検査の状況や結果を報告する必要があると認めた特定の検査対象事項についての記述である。また、金額は断りのない限り指摘金額である。



設計・施工に関するもの

これらは、建造物の設計や施工が適切でなかつたため、建造物に求められる所要の安全性が確保されていなかつた事態などで、いずれも不当事項となっている。これらの原因は、設計については、設計業者から提出された成果品に誤りがあつたのに、事業主体でそれを見過ごし、誤った設計のまま発注したことなどによる。また、施工につ

平成16年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項等件数・金額

| 省庁・団体 | 設計・施工 | 積算 | 用地補償等 | 事業効果等 | 計 |
|---------|----------|----------|---------|--------------------|------------|
| 国土交通省 | 6件 | 4件 | 4件 | 4件 ^(注1) | 18件 |
| 農林水産省 | 4 | | 1 | 3 | 8 |
| その他省庁 | 2 | 2 | | | 4 |
| 独立行政法人等 | 1 | 1 | | 2 | 4 |
| 合 計 | 13 | 7 | 5 | 9 | 34 |
| (指摘金額) | (425百万円) | (293百万円) | (34百万円) | (6,230百万円) | (6,983百万円) |
| [背景金額] | [] | [16億円] | [54億円] | [3,133億円] | [3,204億円] |

（注）1. 4件中1件は、国土交通省と農林水産省の両省に関するものである。

2. 指摘金額は、不適切な設計・施工により構造物の安全性が確保されていない部分に係る工事費、不適切な積算により割高となった契約額などである。背景金額は、事業が所期の目的を達成していない事態、事業の効果が上がっていい事態等に係る投資額などで、直ちにそのすべてが不適切または過大な支出額等とは言い切れないものである（「特定検査状況」にはこの種の金額はない）。なお、これらの金額については、国庫補助事業の事業も事業費ベースで計上した。

いては、業者の過ちや手抜きと発注側の監督・検査不十分による。

折りしも、マンションやホテルにおいて耐震強度の偽装が発覚し社会問題となっているが、会計検査院では、平成7年の阪神・淡路大震災などを契機に、公共建造物が所要の強度を有し安全性が確保されているかの検査に力を入れている。建造物の強度不足は国民の生命や財産の危険に直結するものであるから、官民を問わず、適切な設計・施工を切に望むものである。

(1) 設計が適切でなかったもの（不当事項）

- ・橋りょう支承部の設計図面を作成する際に、下部工工事で設計変更に伴って固定支承を可動支承に変更していたのに、上部工工事で当初設計のまま変更していなかった（8,135万円）。
- ・橋りょうの設計で、設計振動単位を橋台とは別に上部構造と橋脚とを一つの単位とする一基下部方式として慣性力を算定すべきであるのに、橋台を含めた橋りょう全体を一つの単位とする三基下部方式としていた（1億3,351万円）。
- ・道路擁壁の設計で、他の構造物との関係から、底版のつま先部を削除したり、擁壁天端に直壁を設けたりしていたのに、これらに関する安定計算を行っていなかった（827万円）。
- ・水管橋の橋台の配筋図を作成する際に、つま先版の下面側に配置する主鉄筋について、設計計算で安全とされていた間隔の2倍の間隔で配置することとしていた（5,280万円）。
- ・都市公園の排水ヒューム管の管種および基礎形式の決定に当たり、「突出型」の選定図を適用すべきであるのに、「溝型」の選定図を適用しており、このため管頂部にき裂が生じていた（324万円）。
- ・頭首工の設計で、河床の洗掘を防止するために必要な護床工を設けないこととしており、このため工事完成後5ヶ月で河床が40cm洗掘されていた（1,050万円）。

(2) 設計および施工が適切でなかったもの（不当事項）

- ・砂防事業における鉄線籠型多段積護岸の基礎部の保護工で、設計図書に河床の洗掘防止のための鉄線籠と多段積護岸本体の鉄線籠を連結しな

いで分離して設けるべき旨を明確に記載しておらず、請負業者も両者をコイルで連結していたため、多段積護岸の安定が損なわれるおそれがあるものとなっていた（1,040万円）。

- ・港湾の転落防止柵等の防錆・防食処理で、設計図書等に塗膜厚の仕様を明示しておらず、製作業者も自ら設定した塗膜厚を満たす塗装をしていなかったため、錆が発生したり塗装がはく離したりしていた（3,161万円）。
- ・流域下水道の放流渠で、配筋図に頂版下面側の主鉄筋の一部を書き入れていなかったり、底版端部の斜引張鉄筋を配筋図より広い間隔で配置したりしていた（704万円）。
- ・たい肥舎の床コンクリートの設計で、目地の設置、鉄筋の配置等のひび割れ対策を講じておらず、施工でも、湿潤養生を行っていなかったため、床コンクリートに多数のき裂が生じていて、家畜排せつ物の汚水が地下に浸透する状態となっていた（3,152万円）。
- ・原子力施設の緊急事態において対策本部を設置する場所となる緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）内の各種システム等に電気を供給する無停電電源装置等の設置に当たり、アンカーボルトに作用する引抜力等の検討において架台の重量等を考慮しておらず、また、アンカーボルトの床コンクリートへの埋込長さが不足していて、同装置等の地震時の安全度が確保されていなかった（4,815万円）。

(3) 施工が適切でなかったもの（不当事項）

- ・消防緊急通信指令施設における無停電電源装置の設置で、仕様書で指示するアンカーボルト等の耐震工事が行われていなかった（216万円）。
- ・実験棟、温室等に熱エネルギーを供給するための埋設温水管改修工事で、安全な施工を確保するために義務付けられた山留工が施工されていなかった（534万円）。



積算に関するもの

これらは、個々の工事において積算が過大だったため割高な契約を締結していた事態、積算基準が不備だったなどのため過大な積算が傾向的に行

われていた事態および競争に付すべきであるのに随意契約によっていた事態である。

なお、前項の施工不適切および本項の割高契約の不当事項の事案における落札比率をみると、95%以上で、その中でも98%以上のものが多くなっている。これまで会計検査院が指摘した事案では、このように落札比率が高いものが大部分であり、落札比率の高低と粗悪工事の発生との間に相関関係は見受けられない。また、間違った予定価格に落札価格が張り付いていて、適正な競争があったのか疑問なしとしない。さらに、予定価格を事前に公表しているものもあるが、予定価格の事前公表は、談合を行おうとする者に重要な情報を与えてしまうことになるほか、落札価格が高止まりするおそれがあることから、適切でないとされているので、留意する必要がある。

(不当事項)

- ・道路法面の吹付法枠工費を積算する際に、工事全体の法枠総延長が一定以上であることから標準施工単価を適用すべきであるのに、施工規模が小さい場合に適用される加算を行った施工単価を適用していた（865万円）。
- ・公園整備工事で通信ケーブル防護用の波付硬質樹脂管の布設工費を積算する際に、電気設備工事積算要領に規定する職種および歩掛りを適用すべきであるのに、造園工事積算要領の給水用硬質塩化ビニール管を布設する場合の職種および歩掛りを適用していた（2,510万円）。

(処置済事項)

- ・国庫補助事業の鋼橋製作・架設工事で、国土交通省の積算基準の前提条件が周知徹底されていなかったため、ゴム製支承の材料費を架設工事原価の間接工事費の算定対象額に含めて積算していく、21工事で同間接工事費の積算額が過大となっていた（1億2,820万円）。
- ・国庫補助事業の橋りょう上部工工事で、ゴム製支承の材料費の積算に当たり、特別調査等により市場価格を把握することを行わないで、支承メーカーからの見積りだけによって単価を決定していく、148工事で同材料費の積算額が過大となっていると認められた（背景金額：推計過大積算額12億6,690万円）。

- ・港湾の浚渫等工事で、高精度の測位システムの利用により施工精度が向上し、検測後に請負業者が再浚渫等を行っている実態がほとんどないのに、作業船団の待機のための費用として検測待ちの拘束費を工事費に計上していて、122工事で積算額が過大となっていた（5,990万円）。
- ・水上で設置・撤去する大規模で連続した仮設足場について、設置面積が比較的小さい仮設足場を対象とする市場単価を適用していたため、1日当たりの施工量および作業員の職種が施工の実態に適合しておらず、6工事で仮設足場費の積算額が過大となっていた（5,340万円）。
- ・電話工事等に係る契約で、契約事務を所掌する会計課による審査が十分に行える体制になっていたいなかったり、予定価格の積算手順が整備されていなかったりしていたため、競争に付すべきものを随意契約としたり、予定価格の積算を誤り契約額が割高となったりしていた（指摘金額：割高な契約額1,807万円、背景金額：競争に付すべき契約の契約金額3億9,270万円）。

3 用地・補償等に関するもの

これらは、用地費や補償費の算定が過大だった事態のほか、防災工事で結果として国庫補助の対象範囲が便乗的に拡大されていた事態、および受益者負担金の徴収が適時に行われていなかった事態である。

(不当事項)

- ・道路用地費の算定に当たり、固定資産評価に係る土地単価が隣地を下回るなどしているのに、近傍の取引事例との比較考量を十分行わないまま隣地と同じ単価を採用していた（382万円）。
- ・道路用地費の算定に当たり、利用実態等からみて共用私道に該当する土地を宅地として評価していた（222万円）。
- ・水道施設の移設に係る補償金の算定に当たり、補償の相手方が仕入税額控除により実質的に負担しないこととなる消費税額を加算していた（1,397万円）。
- ・国庫補助事業の治山工事で、既存の歩道を工事用仮設道として利用した後、再び歩道として利

用できるよう復旧するための改修について、仮設道として利用していない部分の改修や、復旧の範囲を超えた工事など、補助の対象とならない改修に係る工事費を補助の対象としていた（1409万円）。

（処置済事項）

- ・独立行政法人水資源機構が建設したダム等に係るかんがい用水の受益者負担金について、国土交通省等において、かんがい工事の実施状況を十分把握しておらず、同工事の完了時期等に合わせて徴収を開始していなかった（背景金額：徴収を開始することとした受益者負担金54億5,551万円）。



事業効果等に関するもの

これらは、事業採択の際の事前評価において事業効果が過大に算出されていた事態、事後評価の評価指標が事業目標を測定する上で十分でなく、所期の目標が達成されていない事態、防災対策が効果的に実施されていない事態、事業が進ちょくせず事業効果の発現が遅延し、また事業費も増加している事態、事業計画における見込みが外れ追加的な国民負担が発生するおそれがある事態などである。

政策評価が予算獲得の道具として利用されているという声も聞かれるが、本項の事例はそれを窺わせる。また、事業を立ち上げまたは継続させるために甘い計画を立てることにより、想定以上に事業費が増加したり損失が発生したりして、新たな国民負担が生じるものもある。厳しい財政事情やさらなる高齢化を踏まえ、税金その他の国民負担の増加が議論されているが、事業の必要性の見直しや効率化等が先送りされることのないよう願うものである。

（処置済事項）

- ・中山間地域に整備した農産物の直売所や都市住民との交流施設等について、適切な評価指標による事業効果の測定が行われていなかった。そして、35施設で事業目標である地域農家の所得の向上、雇用の創出等の効果が発現していなかった（29億7,821万円）。本件は、当局が施設の

商品販売額や利用人員等の実績を計画と対比して効果測定を行うにとどまっていることから、本院が、さらに事業目標に即して「地域の農産物の販売額」「地域外からの利用人員」「地域住民からの従業員の採用」などといった評価指標を設定して、事業目標の達成状況を直接的に評価する試みを行ったものである。

- ・農業集落排水事業で整備した肥料化施設等で、臭気対策や、製造した肥料の受け入れ先確保の取り組みが十分でなかったため、51施設で施設が稼働していなかったり、汚泥の農地還元が計画どおり実施されていなかったりしていた（20億5,046万円）。
- ・築いそ整備事業の計画策定に当たり、過去に整備した築いそ実績漁獲量や魚価を反映しない漁獲増加見込量により計画漁獲量を算定していいたため、127事業で便益が過大に算出されていて費用対効果分析が適切に実施されておらず、このうち96事業は本院の試算では便益が費用を下回るものとなっていた（12億0,185万円）。

（特記事項）

- ・地震災害時に防災拠点となる官庁施設の耐震化対策において、既存施設の耐震診断は、構造体についてはほぼ終了しているが、建築非構造部材および建築設備には未診断の施設が相当ある。また、耐震改修状況は、地震防災対策の強化地域および推進地域において、災害対策の指揮および情報伝達の中枢的な機能を担うⅠ類施設の改修率がⅡ類施設よりも低いなど、重要度、緊急度の高い施設の改修が優先されていない。また、耐震改修実施施設でも、所要の耐震性能が確保されていない施設が約3分の1ある。これらの結果、耐震性能が総合的に確保されている防災拠点官庁施設は32%で、地震災害時に応急対策活動に対応できないおそれがある（背景金額：防災拠点官庁施設の平成7～16年度の耐震改修事業費423億円）。
- ・安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止・災害発生時のライフライン確保、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を目的として、道路の無電柱化の推進を図るために整備されている電線共同溝について、電力事業者、通信事業者

等の占用予定者が入溝していなかったり、管理台帳等が整備されておらず電線類の入溝状況を把握できていなかったりしていて、整備の効果が早期に発現しないおそれがある（背景金額：検査した21直轄事務所・29都府県等の平成7～16年度の整備事業費2,325億円）。

・独立行政法人都市再生機構が施行している住宅建設事業では、分譲住宅および新規賃貸住宅の供給は行わないこととされている。残る賃貸住宅の建替事業で、事業実施団地37地区の事業予定期間は平均11年6ヶ月で、当初方針の1.64倍程度に長期化しており、このうち平均（1.64倍）以上に長期化しているものが17地区ある。また、建替のための調査を行っている団地25地区のうち空家住宅の補充停止を開始している20地区の補充停止予定期間は8年4ヶ月から10年7ヶ月で、通常の補充停止期間5年を大幅に上回っており、このうちすでに補充停止の期間が5年を超えたものが13地区ある。これらの主な要因は、住宅の中高層化により賃貸住宅用に供しない土地の譲渡等について、地方公共団体、団地居住者等との調整に時間を要したり、賃貸住宅需要の低迷により事業費に見合う家賃収入が期待できることから、事業着手の方針の決定ができなかったりしているためである（背景金額：建替実施団地17地区の平成16年度末建設仮勘定の額、建替調査団地13地区の補充停止住宅に係る固定資産の額および補充停止による保守、管理等費用の合計額385億円）。

（特定検査状況）

・海岸における津波・高潮対策の実施状況は、想定される津波の高さに対して堤防・護岸等の高さは75%が整備されているものの、このうち耐震性が確保されているものは24%で、耐震性の調査が行われていないものが68%ある。また、高潮の高さに対応している堤防・護岸等は74%である。ハザードマップについては、市町村で作成されていないものが80%（津波）、97%（高潮）と多数ある。また、海岸台帳の整備や海岸保全施設の開口部に設けた陸閘、水門等を閉鎖する体制は、必ずしも適切なものとなって

いない。

- ・地方道路公社が国の事業許可および無利子貸付けを受けて整備した都市高速道路4道路および一般有料道路80道路（平成16年度末貸付金残高8,340億円）をみると、都市高速道路では、実績交通量が計画に比べて低くなっているものや、建設中のもので建設費の見込みが不透明のものがあり、建設費の償還が料金徴収期間内に終了するか予測することは困難である。一般有料道路では、多くの道路で、実績交通量が計画を下回って料金収入も計画を下回り、その状態が将来も継続することが予測されていて、当初計画のまま事業を継続することは適切でない。
- ・日本政策投資銀行の社会資本整備促進融資は、第三セクターが行う事業のうち周辺の広範囲の地域に適切な経済的效果を及ぼすものなどに対して無利子融資等を行うものであり、平成16年度末までの累計で7,351億円、同融資を補完する出融資を合わせると1兆4,734億円に上る。そして、同銀行では、16年度までに貸付金377億円（うち社会資本整備促進融資31億円）および出資金5億円の償却を行っている。また、延滞を生じているものに対する貸付金が810億円（うち同209億円）、貸付条件を緩和しているものの貸付金が1,460億円（うち同400億円）および投資価値が著しく下落した出資金の含み損が99億円あり、今後、償却に至った場合には同銀行の財務に影響を与えることとなる。また、現在は約定どおり返済されている第三セクターの中にも、直近の償還原資により計算すると、約定最終期限までに償還が終わらないものがある。

以上、平成16年度決算検査報告の公共工事関係の事例を紹介したが、意を尽くしたものではないので、詳しくは検査報告または会計検査院ホームページをご覧いただきたい。

最後に、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考とされ、適正かつ経済的・効果的な工事の実施、事業の遂行に努めていただくよう期待する次第である。